

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成30年6月22日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人任意成年後見人制度支援センター

(2) 代表者名

堀 和浩

(3) 主たる事務所の所在地

京都府京都市右京区鳴滝桐ヶ淵町1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子供、あるいは親族のいない人や、子供や親族がいても実際にはたよれない人といった人達に対して次の事業を行う。委任契約による人身介護、身元引き受け、財産管理、死後に発生する事務処理（供養も含む）等の受任および事務遂行。また、上記委任契約を任意後見契約に関する法律に基づく方法で受任しその事務遂行。任意後見契約に関する法律に基づく任意後見人制度の普及ならびに支援。以上これらの事業をすることにより、福祉の増進に寄与し、また、ある時は消費者保護にも資する。また、人権擁護に寄与し、社会教育の推進という不特定多数の利益増進に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成30年6月6日

(文化市民局地域自治推進室)